

1. 計画策定の 背景と 基本的事項

1-1 本市の気候変動対策

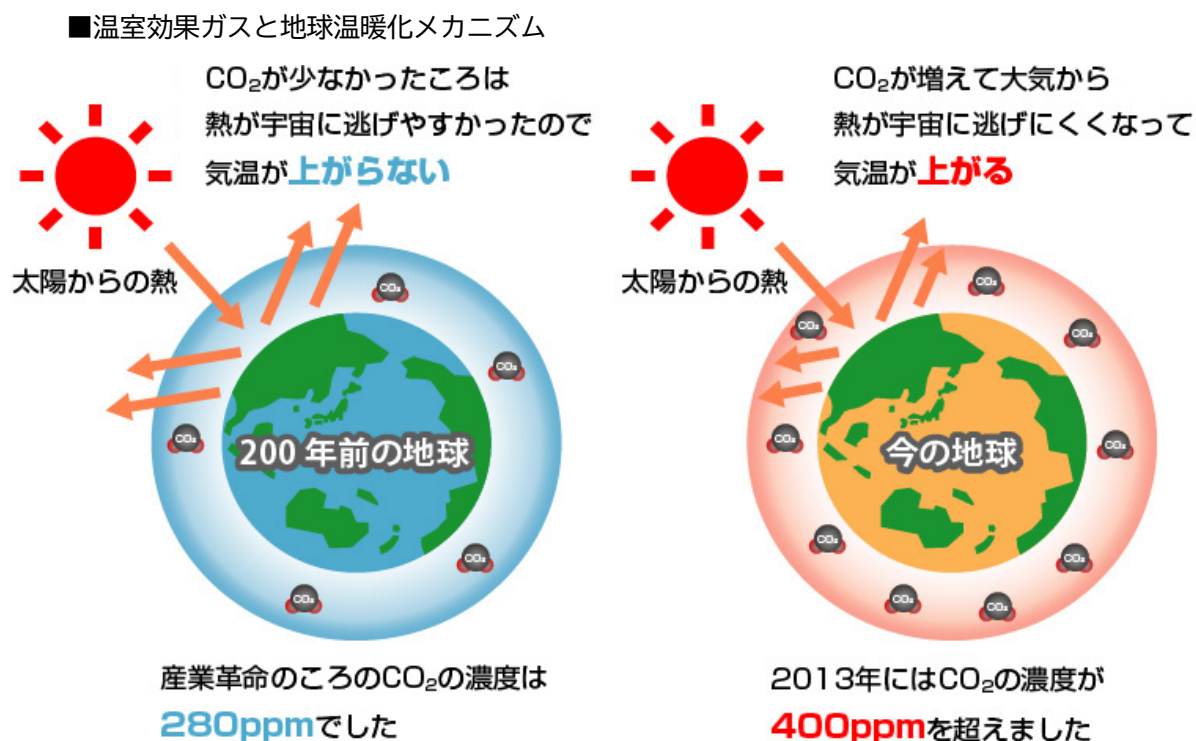
1) 地球温暖化の仕組み

地球の表面は、もともと二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄)、水蒸気などの「温室効果ガス」に覆われており、その効果で地表面から放射される熱が宇宙空間に逃げていくことを防いでいます。

そして、地球全体の平均気温は約14℃前後といわれ、この大気中の温室効果ガスにより、地球は生物の生息・生育にとって適度な温度に保たれています。まさに温室効果ガスは地球にとってなくてはならない存在です。

しかし、1750年頃から始まった産業革命以降、石炭、石油などの化石燃料の使用量拡大やフロン類をはじめとする化学物質の生産・使用などにより、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスが大量に大気中に放出されています。

その結果、熱の吸収量と放出量のバランスが変化し、吸収量が多くなることで地球全体の気温が上昇しています。温室効果ガスの過度な排出が気候変動の要因になっているのです。



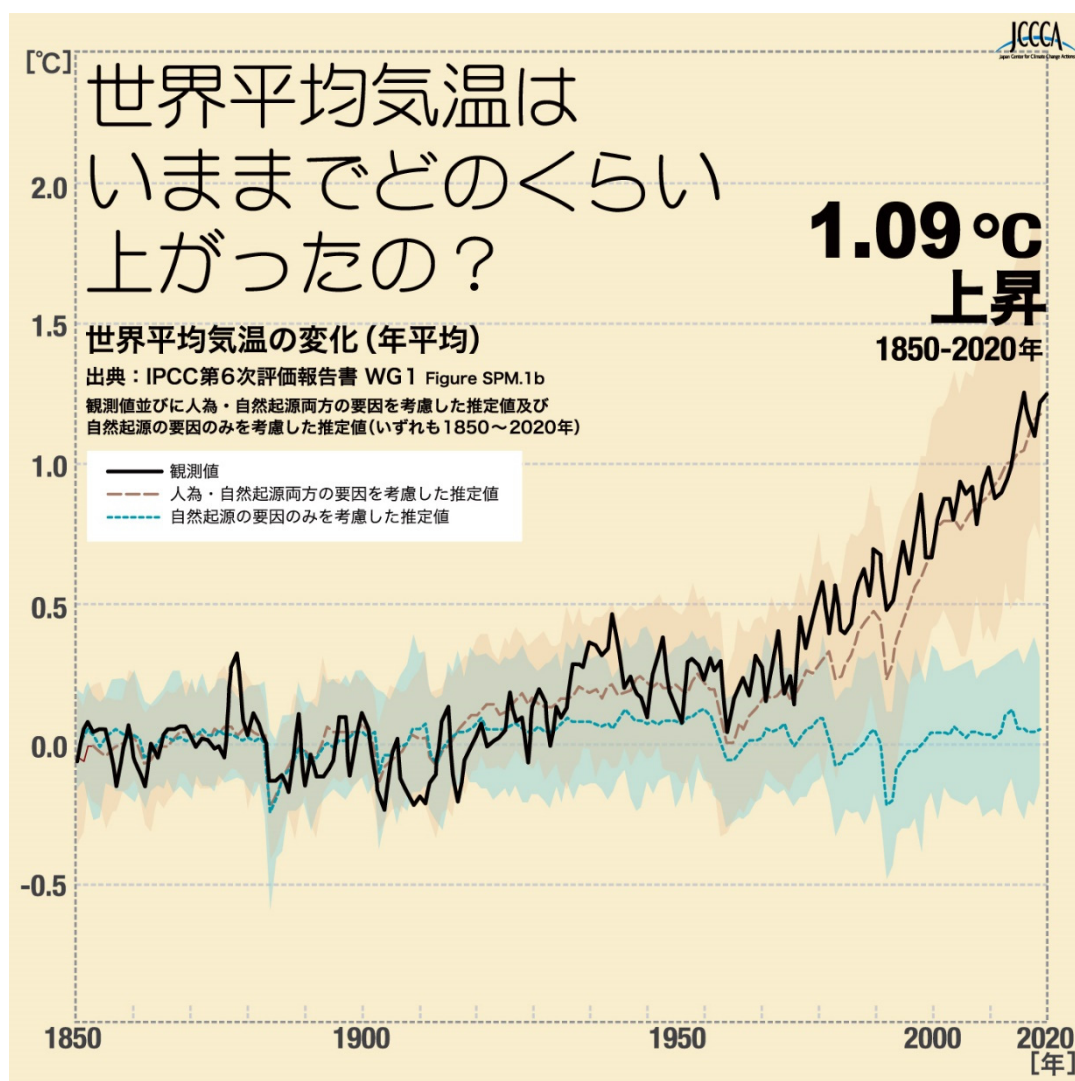
出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

2) 気候変動の現状

(1) 世界の平均気温の変化

1988年に設立された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）がとりまとめた第6次評価報告書第1作業部会報告書（2021年）では、1850年～2020年の間に、世界平均気温（年平均）は、1.09℃上昇し、また、この報告書では、初めて、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定的に明記されました。

■世界の年平均気温の経年変化

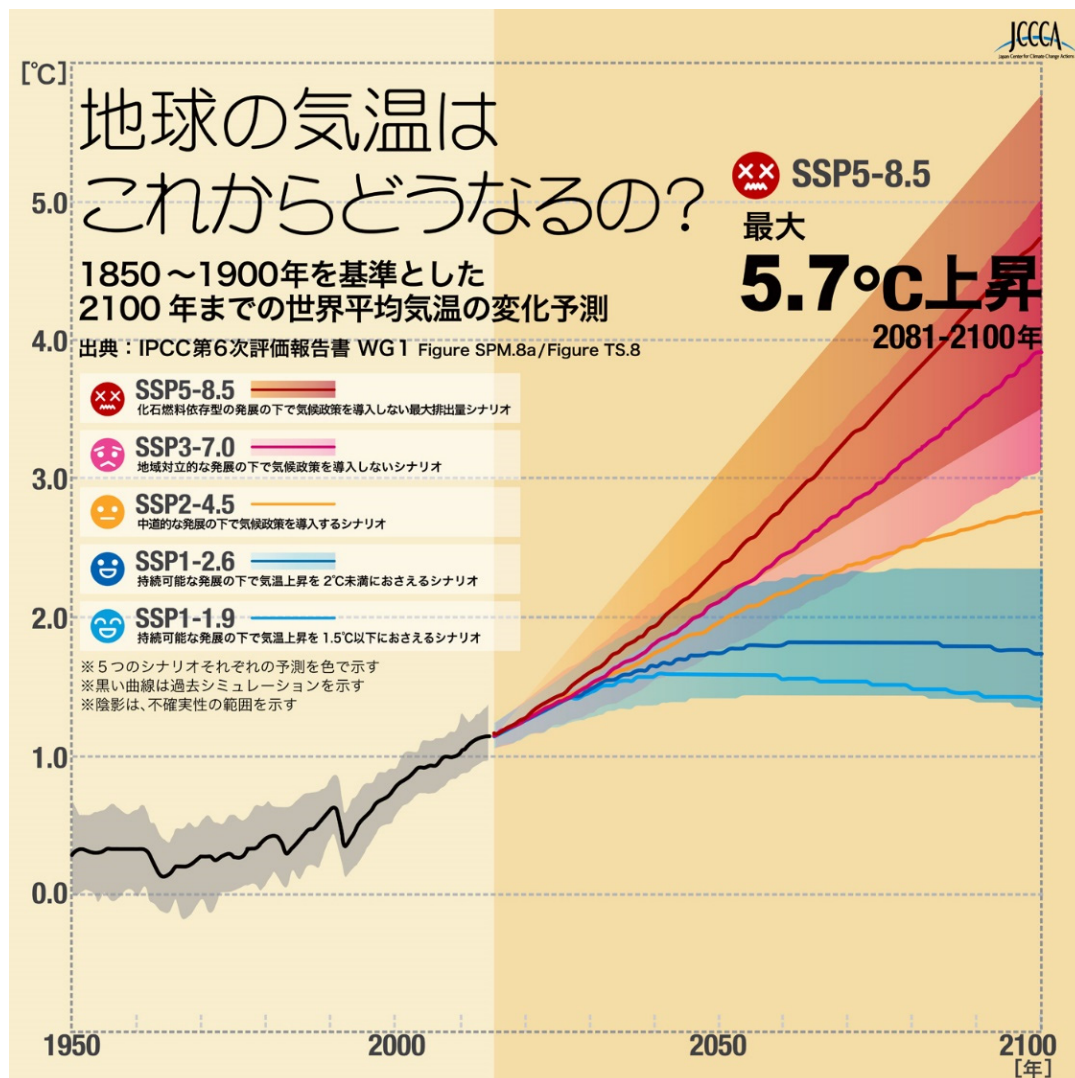


出典）温室効果ガスインベントリオフィス／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

また、いくつかの現実的なシナリオに基づく将来予測では、今世紀末（2081年～2100年）の世界平均気温は、工業化前と比べて1.0～5.7℃上昇すると予測されています。

地球温暖化は、生態系や人間の活動に対して、複数のリスクをもたらすものであり、地球温暖化による平均気温の上昇を1.5℃程度に抑えたとしても、気候変動に関連する損失と損害は、一定程度低減されるが、それら全てを無くすことはできないとされています。

■世界の年平均気温の将来予測



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

(2) 気候変動による影響

気候変動の影響・適応・脆弱性に関する最新の科学的知見をまとめた、IPCC第6次評価報告書第2作業部会報告書（2021年）では、「人為起源」の気候変動は、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対し「広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害」を引き起こしている、と初めて明示されました。

そして、日本でも、真夏日・猛暑日の日数の増加や短時間強雨の発生回数の増加など、これまでにない気象変化が観測されています。

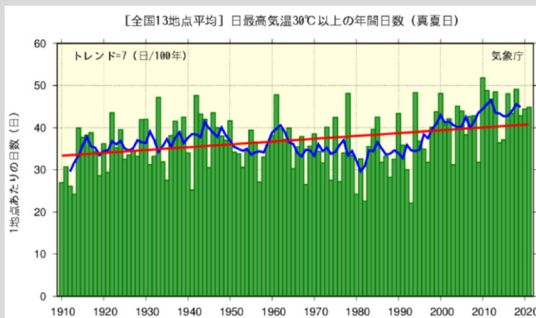
また、これらの気象変化の影響として、台風や洪水などの風水害の激甚化や農業における果実の着色不良・日焼け果の発生、熱中症による救急搬送数の増加などが報告されており、今後の地球温暖化の進行により、影響の更なる深刻化が懸念されています。

■我が国における気候変動による影響の現状

気象の変化

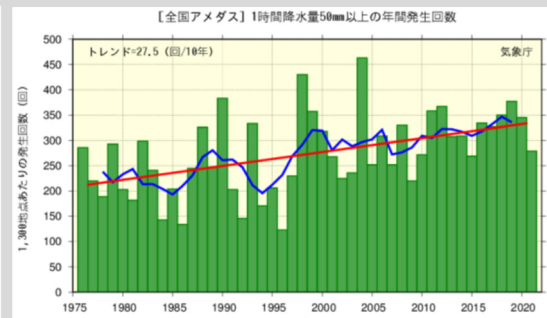
【最高気温 30℃以上の年間日数の推移】

(全国 13 地点平均※)



【1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数の推移】

(全国 13 地点平均※)



出典) 気候変動監視レポート 2021 (気象庁)

※観測データの均質性が長期間確保でき、かつ都市化等による環境の変化が比較的小さい地点から、地域的に偏りなく分布するように選出した観測地点から、大都市及び都市化の影響が比較的小さいとみられる都市を抽出した網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、銚子、境、浜田、彦根、多度津、名瀬、石垣島の 13 地点

気候変動の社会・経済への影響の例

【災害】

平成 30 年 7 月豪雨など、短時間強雨の発生頻度の増加が報告されています。

■ 岡山県倉敷市での水害



出典) 平成 30 年 7 月豪雨による河川の一般被害の発生状況 (国土交通省)

【農業】

リンゴやブドウなどの着色不良が報告されています。

■ リンゴの着色不良

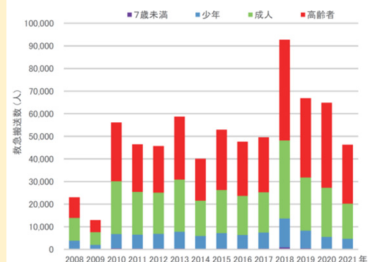


出典) 農林水産省気候変動適応計画 (概要) (農林水産省)

【熱中症の増加】

熱中症による救急搬送数の増加が報告されています。

■ 熱中症による救急搬送数の推移



出典) 熱中症環境保健マニュアル 2022 (環境省)

3) 緩和と適応

近年、全国各地で、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると考えられる影響が生じており、その影響は、本市にも現れています。

そして、今後さらに、これらの影響は、長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」があります。

そして、今後は、「緩和策」と「適応策」の両面から取り組みを進めていくことが必要です。

■緩和と適応の2つの気候変動対策の枠組み



出典) 気候変動適応情報プラットフォーム

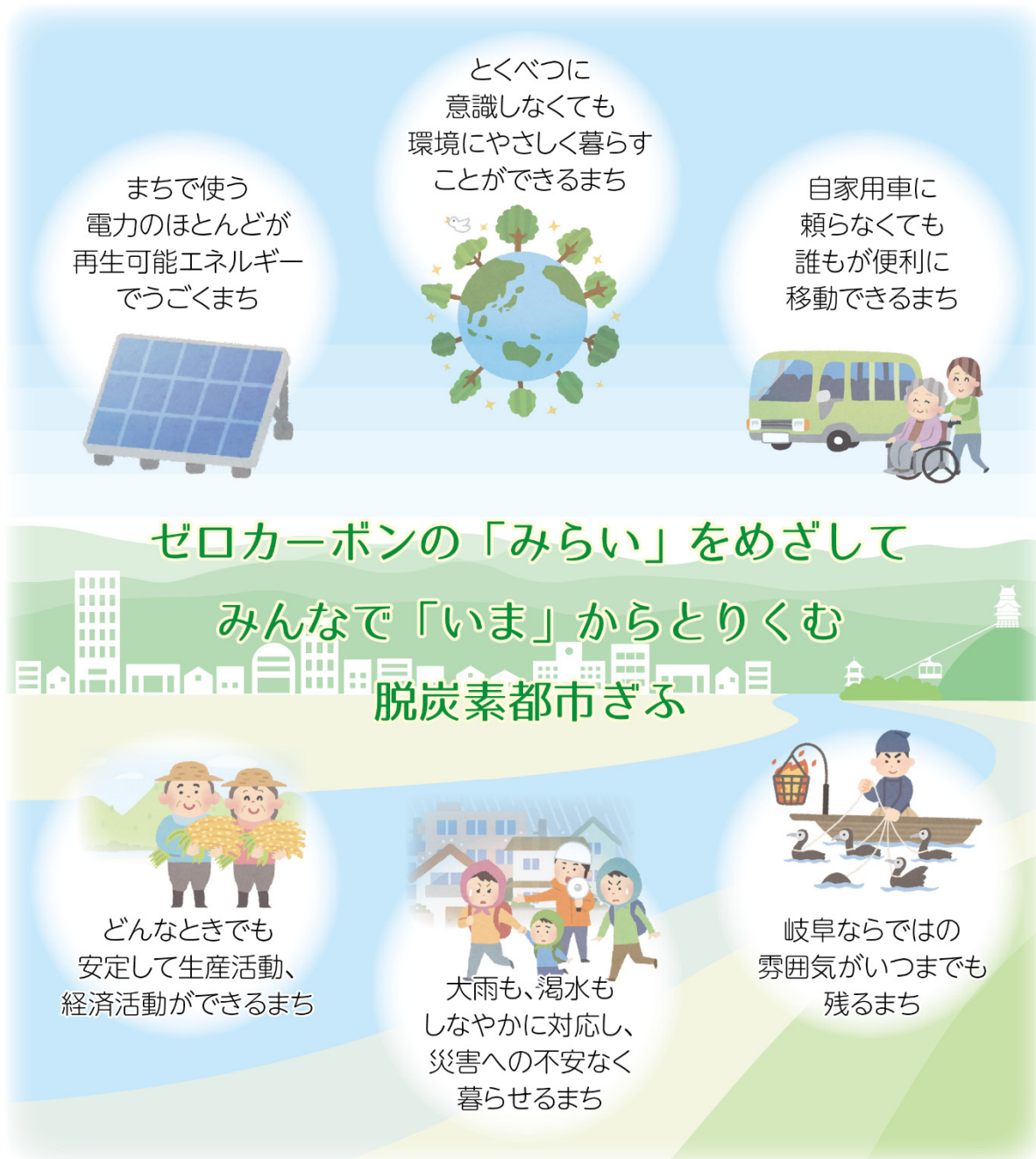
4) 脱炭素化を実現した未来のすがた

本市では、国の進める「2050年カーボンニュートラル宣言」や、県の「脱炭素社会ぎふ」の実現と歩調を合わせ、未来のゼロカーボン社会の実現に挑戦していきます。

そのため、その将来都市像を【ゼロカーボンの「みらい」をめざして みんなで「いま」からとりくむ 脱炭素都市ぎふ】とします。

市民や、市内で活動する事業者の行動は、環境にやさしい生活や活動に努めるものとし、都市づくり、交通環境づくり、災害対策などに取り組んでいきます。

■将来都市像と「みらい」のまちのイメージ



1-2 本市を取り巻く状況

1) 世界と国の動向

地球温暖化対策は、世界全体で取り組むべき課題であり、1992年の気候変動枠組条約以降、次のような経緯により様々な議論が進められ、その方針が示されてきました。

1992年「気候変動枠組条約」の署名

我が国を含めた155カ国は、地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた「気候変動枠組条約」に署名しました。

1997年「京都議定書」の合意

京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、先進各国に法的拘束力のある排出削減目標を規定する「京都議定書」が合意され、大きな一歩を踏み出しました。しかし、主要な温室効果ガス排出国であるアメリカや中国が参加していないなど、実効性の面で課題を残しています。

1998年「地球温暖化対策の推進に関する法律」

我が国の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。

2015年「パリ協定」の採択

パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、途上国も含めたすべての国が参加する新たな枠組みとして「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

■ パリ協定の主な内容

- すべての国は目標を設定し、それに向けて政策をとらなくてはならない
- 目標や関連情報は5年ごとに報告し、評価を受ける
- カンクン合意に基づく2°C目標のみならず、最新の科学的な知見に基づき、産業革命前と比べて1.5°C未満に抑える必要性についても言及

2018年「1.5°C特別報告書」の公表

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が「1.5°C特別報告書」を公表しました。この報告書では、世界の平均気温は2030年から2052年までの間に産業革命前より1.5°C高くなる可能性が高く、1.5°Cを超えないようにするためには、2050年前後に世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があると指摘しています。

「気候変動適応法」

我が国における気候変動に対する適応策の法的な位置付けがなされ、国、地方公共団体、事業者、及び国民が連携・協力して適応策を推進するための法的な仕組みが整備されました。

「緩和策」と「適応策」に取り組み、地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、対策を推進していくこととしています。

2020年「2050年カーボンニュートラル宣言」

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。

2021年「地域脱炭素ロードマップ」の策定

地域課題を解決するとともに、地方創生や地域の成長に資する脱炭素化の取り組みを進め、さらにこれを世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取り組みや施策を中心に、地域脱炭素化の行程と具体策を示しました。

今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取り組みを加速することとしています。

「地球温暖化対策計画」の改定

2016年5月13日に閣議決定した前回の地球温暖化対策推進法に基づき、政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」を2021年10月に改定しました。

我が国は、「2050年カーボンニュートラル」の方針に基づき、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指し、さらにこれを50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしています。

地球温暖化対策に関する国の計画・目標

国は、2021年10月に「地球温暖化対策計画」を改定し、長期的な目標として、2050年度に温室効果ガスを実質ゼロにすることや、中期的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、これを50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしています。

また、エネルギー起源CO₂の排出について、2030年度における部門別の削減率の目安をみると、家庭部門で66%（従来目標は39%）、オフィスなど業務部門その他部門で51%（同40%）、車や鉄道など運輸部門で35%（同27%）、製造など産業部門で38%（同7%）の削減としており、家庭部門の削減率が高く設定されています。

■「地球温暖化対策計画」のエネルギー起源CO₂の各部門の排出量の削減率

単位：百万t-CO₂

温室効果ガス排出量 部門	2013年度 実績	2030年度 排出量の目安	2030年度の 削減率の目安	従来目標
		1,408	760	▲46%
エネルギー起源CO ₂	1,235	677	▲45%	▲25%
産業部門	463	289	▲38%	▲7%
業務その他部門	238	146	▲51%	▲40%
家庭部門	208	70	▲66%	▲39%
運輸部門	224	115	▲35%	▲27%
エネルギー転換部門	106	56	▲47%	▲27%

出典）地球温暖化対策計画

【補足】 部門の定義について

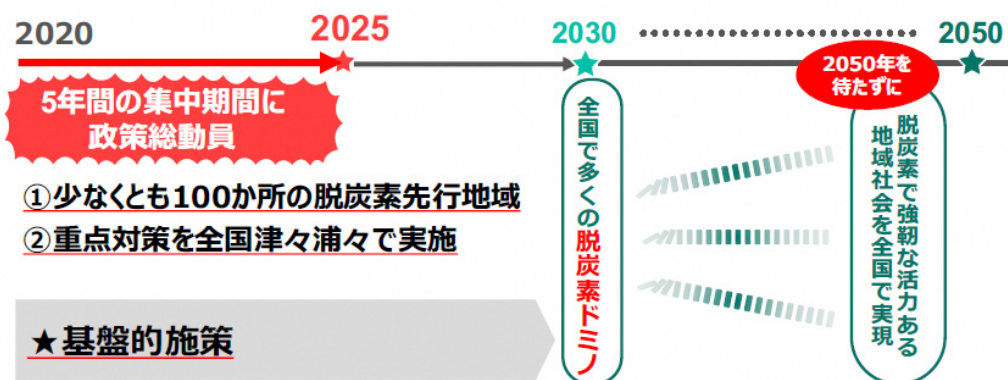
産業部門	第一次産業及び第二次産業において、工場・事業所の内部で消費したエネルギーを計上する部門
業務その他部門 (民生業務部門)	第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）において、事務所の内部で消費したエネルギーを計上する部門
家庭部門（民生家庭部門）	住宅内で消費したエネルギーを計上する部門
運輸部門	工場・事業所・事務所・住宅の外部で人・物の輸送・運搬において、消費したエネルギーを計上する部門
エネルギー転換部門	石炭や石油などの一次エネルギーを、電力などの二次エネルギーに転換する際に消費したエネルギーを計上する部門

出典）全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトをもとに作成（<https://www.jccca.org/>）

地域脱炭素ロードマップ

国は、2021年6月に地域脱炭素ロードマップを策定しました。これは、それぞれの地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる脱炭素の行程を具体的にまとめたものです。

また、脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする分野横断的な施策の一つとして、「ライフスタイルイノベーション」に取り組むこととしており、この中で、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動とそのメリットを、「ゼロカーボンアクション」として示しています。



出典) 地域脱炭素ロードマップ

脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

重点対策

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ゼロカーボン・ドライブ
- ⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

基盤的施策

1. 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築
 - (1)地域の多様な主体の参画・連携による政策・事業の実施プロセス
 - (2)国の積極支援のメカニズム
 - (3)国の地方支分部局の連携協力の強化
2. デジタル×グリーンによるライフスタイルイノベーション
 - (1)製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化
 - (2)CO₂削減ポイントやナッジの普及拡大
 - (3)脱炭素の意識と行動変容の発信・展開

衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動とメリットを、再エネ電気の購入、おうち快適（住居の断熱性・気密性を向上）、ゼロカーボン・ドライブの3つを中心に、最新の知見を基にゼロカーボンアクションとして整理

3. 社会全体を脱炭素に向けたルールのイノベーション

- (1)温対法を活用した地域共生・裨益型再エネ促進
- (2)風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進
- (3)地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化
- (4)住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応

フロン類の規制に関する世界と我が国の動向

①世界的な取り組み

世界的なフロン類の規制に関しては、以下の経緯で様々な議論が進められ、方針が示されてきました。

1987年「モントリオール議定書」の採択

カナダのモントリオールで、特定フロンなどオゾン層を破壊する物質の生産や消費を規制する国際合意である「モントリオール議定書」が採択されました。

これを受けて普及が進んだ代替フロン（HFC）は、オゾン層への影響はないものの、二酸化炭素の数百～数千倍の極めて高い温室効果があることが判明したため、地球温暖化対策の観点から、同議定書の締約国会議において、規制強化の対象とすることが検討されてきました。

2016年「キガリ改正」の採択

ルワンダのキガリで開かれた同議定書第28回締約国会議では、代替フロン（HFC）の生産を規制する議定書改定案が採択され、日本を含む先進国は2019年から段階的に削減を始め、2036年までに基準年となる2011～13年の平均に比べて、85%の生産量を削減することになりました。

②我が国の取り組み

我が国では、2015年4月より施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」により、フロン類の製造から廃棄までのフロン類のライフサイクル全体を見据えた包括的な対策が進められています。

なお、家庭で使用されるエアコンや冷蔵庫は、家電リサイクル法によりフロン類の管理が行われています。

そして、機器廃棄時の回収率の低迷を背景に、この「フロン排出抑制法」は、2020年4月に改正され、機器ユーザーの回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取り組みの強化、フロン回収が確認できない機器の引取禁止など、フロン類の回収が確実にされるための仕組みが導入されました。

また、今後は、フロン排出抑制法の周知による機器からの漏洩防止や適切な回収、温室効果の小さい冷媒及び「ノンフロン機器」への転換等を促進し、大気中へのフロン類の排出抑制を図る必要があります。

2) 県の動向

① 県域での地球温暖化対策

岐阜県では、2011年6月に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2017年5月に、これを一部改訂しました。

また、2020年12月には、県議会定例会において知事が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを表明しました。

その後、2021年3月に「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比33%削減、2050年までに「脱炭素社会ぎふ」の実現を目標として、現在、各種の施策を展開しています。

さらに2022年3月には「岐阜県エネルギービジョン」を策定し、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた、再生可能エネルギー導入や省エネルギーの取り組みを県民・企業・行政等が連携して推進することとしています。

② 気候変動の影響への適応

「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」は、気候変動の影響予測とそれに対する適応策を示す総合的な計画としても位置付けられています。

そして、岐阜県と岐阜大学は、気候変動の影響に適応するための取り組みを進めるため、2020年4月に「岐阜県気候変動適応センター」を共同で設置し、県内の気候変動に関する情報収集や分析、適応策の共同研究や人材育成、普及啓発などを連携して実施しています。

③ 県有施設における温室効果ガス排出抑制

2021年5月に、県民、事業者及び市町村の主体的な取り組みを推進し、県の事務事業における温室効果ガス排出量の率先した削減を実行するため、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比70%減とした「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画（地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

また、2021年11月には、国による政府実行計画の改定及び地域脱炭素ロードマップの策定を踏まえ、進捗管理目標として2030年度までに、LED照明を県有施設等の照明に100%導入、太陽光発電設備を設置可能な県有施設等の50%に導入することが追加されました。

1-3 計画の位置付け

1) これまでの温暖化対策

①「岐阜市未来のまちづくり構想」

本市は、2022年2月に、本市の2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。この構想では、まちづくりの将来像の実現に向けた基本的な考え方の一つに「DX[※]と脱炭素化」を掲げ、日照時間に恵まれた本市の特性を活かした再生可能エネルギーの導入や、公共交通や自転車などを積極的に利用する交通手段の脱炭素化、エネルギーの地産地消、省エネルギーの徹底など「みんなで脱炭素化に取り組む」ことを方向性として示しています。

また、2021年5月に「SDGs未来都市」に選定されており、同年7月に策定した「岐阜市SDGs未来都市計画」では、2030年のあるべき姿として「シビックプライドとWell-beingに満ちた持続可能なまち」を目指し、環境面では、「地域の自然を守り育て未来につなぐまち」の実現を掲げ、「脱炭素・循環型社会の実現」を優先課題の一つとしています。

②本市の温暖化対策の取り組み

本市は、京都議定書の第一約束期間（2008～2012年度）の開始に先立ち、国の温室効果ガス削減の取り組みと歩調を合わせるため、2007年3月に「岐阜市地球温暖化対策指針」を策定しました。

そして、2008年6月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という）の改正に伴い、2011年3月、「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネ活動の推進をはじめ、緑化の推進や再生可能エネルギー利用の促進など、地球温暖化対策を推進しています。

また、1997年4月に、市役所自らが事業者として、環境に配慮するための率先実行計画として、「環境アクションプランぎふ」を策定し、全庁的に紙類や電気・ガスなどの使用量の削減に努めています。

2017年3月には、この「環境アクションプランぎふ2012」を改定し、これを「岐阜市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）として位置付けるとともに、市域全体の温暖化対策計画である「岐阜市地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）（2017年3月改定）とあわせて、環境都市を目指し、環境負荷の低減に資する施策を推進しています。

さらに、同月、本市自らがエネルギー利用の効率化の取り組みを率先実行し、市域の取り組みを牽引するとともに、これを民間事業者へ波及させていくため、公共施設の「エネルギー利用の効率化」に取り組む手引きとして、「スマートエネルギー岐阜推進プラン」を策定しました。

※ DX：Digital Transformationの略。ICT（情報通信技術）の活用を通じたデジタル化により、効率化だけでなく、これまでのサービスや仕事の仕方を変革し、新たな価値を創出、さらには、業務などの部分的な変化ではなく、社会の仕組みや組織文化までも同時に変革すること。

■地球温暖化対策に関する本市の主な取り組み

年		主な取り組み
1997年（平成9年）	4月	「環境アクションプランぎふ」を策定
1998年（平成10年）	3月	「岐阜市環境基本計画」を策定
2001年（平成13年）	3月	「環境アクションプランぎふ（1次）」を策定
2002年（平成14年）	9月	「環境都市宣言」
2006年（平成18年）	3月	「環境アクションプランぎふ（2次）」を策定
	9月	「環境基本条例」を制定
2007年（平成19年）	3月	「岐阜市地球温暖化対策指針」を策定
	5月	「岐阜市地球温暖化対策推進委員会」を設置
	8月	「岐阜市独自の環境管理システム（GEMS）」を本格運用
2008年（平成20年）	7月	ぎふ減CO2ポイント制度を開始
2009年（平成21年）	3月	「岐阜市環境基本計画」を策定（2010～2013年度）
	5月	「住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金」を開始（～2015年度）
	6月	「岐阜市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置
2011年（平成23年）	3月	「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を策定
	9月	EVカーシェアリング事業を実施（～2012年度）
	11月	スマートシティぎふ実証事業を開始（～2015年度）
2012年（平成24年）	3月	「環境アクションプランぎふ2012」を策定
2013年（平成25年）	3月	「岐阜市環境基本計画」を策定（2014～2017年度）
	5月	急速充電器の一般開放を実施（～2014年3月）
	12月	「岐阜市地球温暖化対策推進委員会」が「地球温暖化防止活動環境大臣賞」を受賞
2014年（平成26年）	4月	家庭用燃料電池及び蓄電池普及促進補助金の交付を開始（～2021年度）
	6月	最終処分場を活用した太陽光発電所（1.99MW）の発電を開始
2015年（平成27年）	4月	地中熱ヒートポンプシステム設置補助金の交付を開始（～2019年度）
2016年（平成28年）	3月	ぎふ減CO2ポイント制度インターネット応募を開始
2017年（平成29年）	3月	「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定
		「環境アクションプランぎふ（事務事業編）（4次）」を策定
		「スマートエネルギー岐阜推進プラン」を策定
	4月	ゼロエネルギー住宅普及促進補助金の交付を開始（～2021年度）
住宅省エネ改修促進補助金の交付を開始（～2021年度）		
2020年（令和2年）	4月	次世代自動車充電設備（V2H）普及促進補助金の交付を開始
		家庭用リチウムイオン蓄電池普及促進補助金の交付を開始

2) 本計画の位置付け

我が国では、「地球温暖化対策推進法（1998年策定）」と「気候変動適応法（2018年策定）」の2つの法律に基づき、気候変動対策を推進しています。

本計画は、「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けます。

また、本計画とは別に、「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として「環境アクションプランぎふ」を策定しています。

①地球温暖化対策推進法（1998年策定）

都道府県及び指定都市等は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する計画を策定する。

地方公共団体実行計画
（区域施策編）

都道府県及び市町村は、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定する。

地方公共団体実行計画
（事務事業編）

②気候変動適応法（2018年策定）

都道府県及び市町村は、その計画区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画を策定するよう努めるものとする。

地域気候変動適応計画

岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

緩和 に向けたキーワード

脱炭素化の促進

再生可能エネルギーの利用促進

環境教育の推進

…など（詳細は第6章 緩和アクション）

適応 に向けたキーワード

様々な産業・経済活動の維持

自然災害の変化への対応

水や緑、生態系の保全

…など（詳細は第7章 適応アクション）

本計画の計画期間は、2023年度から2050年度までとします。

3) 上位計画との関連

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条で定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものであり、市全体の地球温暖化対策のマスタープランとして位置付けます。そして、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を新たに追加します。

また、市の事務事業における地球温暖化対策を定める「環境アクションプランぎふ」は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、その取り組みを推進するものです。

さらに、個別計画として、公共施設のエネルギー利用の効率化を推進するための「スマートエネルギー岐阜推進プラン」に基づき、これらの計画内容を一体的に推進し、地球温暖化対策に取り組んでいきます。

なお、本計画の策定にあたっては、「岐阜市未来のまちづくり構想」や「岐阜市環境基本計画」などの上位計画や、その他の関連計画と整合を図ることとします。

■計画の位置付け

